

長野県建築工事積算要領第8に規定する基準等の適用について

「長野県建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第8の規定に基づき、「長野県建築工事積算基準」（以下、「積算基準」という。）第5から第7に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。

	「積算基準」第5条から第7条に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版
3	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版
4	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版
5	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和7年改定版
6	公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和7年改定版
7	公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
8	公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和7年改定版
9	公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
10	公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和7年改定版

	「積算要領」第4に定める歩掛り	適用年版
11	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和7年改定版
12	営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り	令和7年版
13	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版
14	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版
15	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版

附 則

- この基準等の適用は、平成29年3月1日から適用する。
- この基準等の適用は、平成29年7月1日から適用する。
- この基準等の適用は、平成29年10月1日から適用する。
- この基準等の適用は、平成30年7月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和元年7月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和2年7月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和3年7月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和4年7月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和5年8月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和5年11月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和6年5月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和6年8月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和7年5月1日から適用する。
- この基準等の適用は、令和7年8月1日から適用する。